

## 具体的な格差の領域 資産格差とその課題

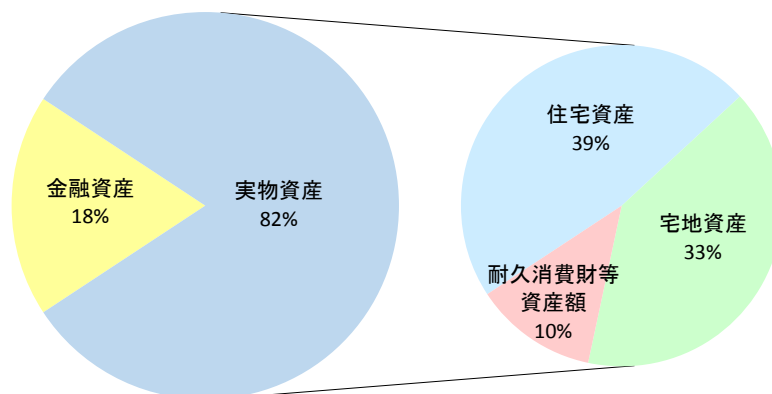
経済環境調査部 研究員 菅原佑香

資産格差の背景には、現役世代に稼いだ労働所得や親世代の相続による財産継承が大きく影響しています。今回は、人口構造の高齢化によって、資産格差が固定化されている課題についても触れます。

### 1. 家計資産と資産格差の推移

ここでは、家計資産を中心とした日本の資産形成の現状と課題について解説していきます。各世帯の家計資産は、金融資産と実物資産に分けられ、そのうち実物資産は、住宅資産、宅地資産、自動車等の耐久消費財等資産額の3種類から成り立ちます（図表1）。

図表1 資産の種類別構成比、実物資産の内訳  
(2人以上の世帯、2014年)



(出所) 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査結果」より大和総研作成

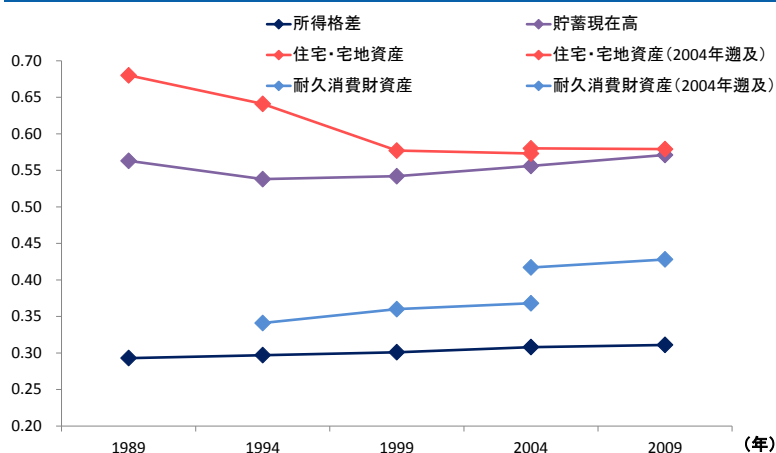
金融資産とは、貯蓄現在高（郵便貯金や金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計）から負債現在高（金融機関からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計）を減じたもののことです。

実物資産には、住宅資産や宅地資産、耐久消費財等資産（耐久消費財として、住宅の設備、家具、電気製品、自動車、自動二輪車等の他に、ゴルフやスポーツ・レジャークラブ等の会員

権で購入価格が5万円以上のもの)が含まれています。1世帯当たりの資産の内訳は、宅地資産と住宅資産の割合が多く、金融資産の4倍あることが分かります。

続いて、資産の種類別のジニ係数推移を見ると、住宅・宅地資産は2004年に比較して、ほぼ横ばいですが、負債を含めた貯蓄現在高と同様に高い水準となっています(図表2)。一方、労働所得における格差はほぼ横ばいで推移しています。勤め先等からの労働収入の蓄積によって資産が形成されていると考えれば、所得より資産格差が大きいことが理解できるでしょう。

図表2 資産の種類別のジニ係数推移  
(2人以上の世帯、1989年～2009年)



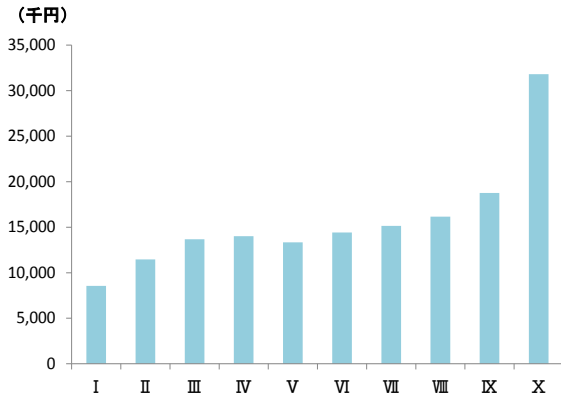
- (注1) 所得には、勤め先からの年間収入以外に、内職や家賃収入、公的年金・恩給の給付等が含まれている(税込み)。  
 (注2) 貯蓄現在高は、負債残高を控除していない粗貯蓄である。  
 (注3) 住宅・宅地資産、耐久消費財資産については2009年に基準が変更された。2004年は遡及値が示されているが、1999年以前とは数値の連続性がない。  
 (出所)総務省統計局「平成21年全国消費実態調査 各種係数及び所得分布に関する結果」より大和総研作成

## 2. 資産形成に影響を与える労働所得

それでは、労働収入の蓄積がなぜ資産の格差につながるのか、年間収入十分位階級別の1世帯当たり貯蓄現在高を見てみます(図表3)。高所得世帯(X)の貯蓄現在高は約3,000万円であるのに対して、相対的に収入の低い層(I)の貯蓄現在高は低く、約2,000万円の差があることが分かります。収入が低い層では貯蓄現在高も低くならざるを得ないことから、年間労働収入が低下するほど資産形成が困難になっていることが見てとれます。

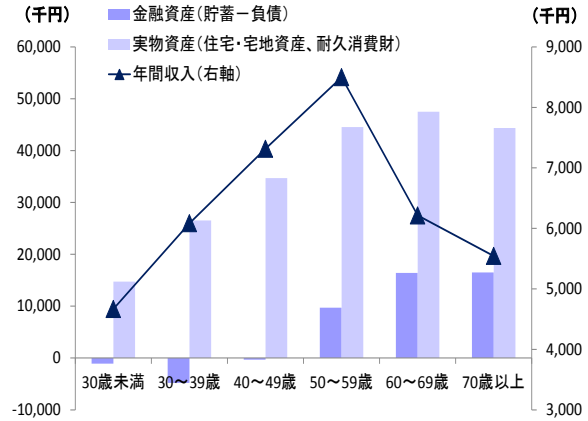
次に、世帯主の年齢階級別の年間労働収入と資産額を見てみます(図表4)。年間労働収入は、年齢が上昇するに伴い、50～59歳(約850万円)でピークを迎えています。定年を過ぎる60～69歳以降から低下傾向にあります。一方、資産に関しては、30歳代でマイナスであった金融資産も50歳以降から、プラスに転じています。実物資産は30歳代から徐々に増加し続け、ピークは金融資産と同様に60～69歳となっています。つまり、資産のピークは、収入と異なり、現役世代を過ぎてから訪れていることが分かります。

図表3 年間収入十分位階級別の1世帯当たり貯蓄現在高（2人以上の世帯、2014年）



（注）年間収入十分位階級とは、世帯を収入の低い方から高い方へ順に並べ10等分した十のグループのことで、収入の低い方から順に第I、第II、第III、・・・、第X十分位階級という<sup>1</sup>。  
 （出所）総務省統計局「平成26年全国消費実態調査結果」より大和総研作成

図表4 世帯主の年齢階級別、年間労働収入と資産額（2人以上の世帯、2014年）



（注）年間収入には、勤め先からの労働収入以外に、内職や家賃収入、公的年金・恩給の給付等が含まれている。  
 （出所）総務省統計局「平成26年全国消費実態調査結果」より大和総研作成

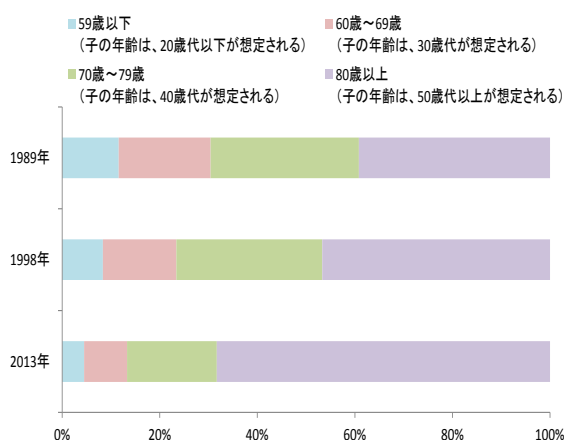
### 3. “老老世代間”で行われる資産移転

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比を見ると、被相続人の年齢が80歳以上の比率が上昇傾向にあることが分かります（図表5）。被相続人の年齢が80歳以上の場合、相続人は50歳代以上と想定されていることから、高齢化の影響によって、“老老世代間”での資産移転になりつつあることが分かります。

高齢者世帯の老後の生活を心配する理由を見ると、主に「十分な金融資産がないから」や「年金や保険が十分ではないから」等により老後の生活を心配している傾向が分かります（図表6）。このような老後の生活不安がある状態では、高齢者が積極的に消費をする流れにはつながりにくく、譲り受けた資産が使われないままになっている可能性があります。つまり、高齢者世代から現役世代への資産移転が機能しにくい状態となっているかもしれません。

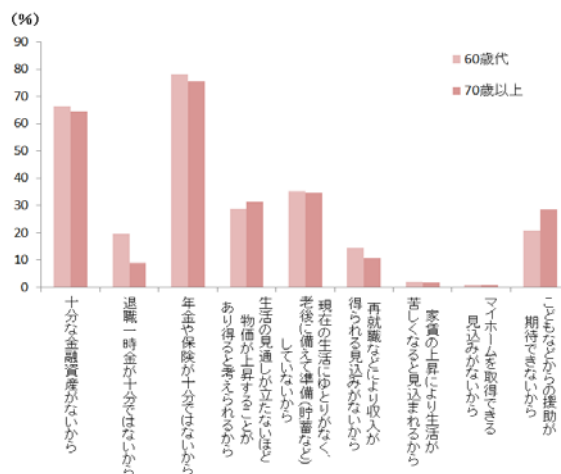
<sup>1</sup> 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 用語解説」

図表5 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比（1989年、1998年、2013年）



(出所) 第25回税制調査会 [総25-1]財務省「説明資料 [相続税・贈与税]」(平成27年10月27日(火))より大和総研作成

図表6 高齢者世帯の老後の生活を心配する理由（2人以上の世帯、2015年）



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]各種分類別データ(平成27年)」より大和総研作成

## 4. おわりに

世代間での資産移転が機能しにくいことは、現役世代と高齢者世代の間での資産格差を拡大させていくことにつながりかねません。そのため、高齢者の積極的な消費行動に加えて、子育てや教育を担う現役世代への資産移転が求められるでしょう。

内閣府は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、「資産格差が次世代における子女教育などの機会格差につながることを避ける必要があること、また、老後扶養の社会化が相当程度進展している実態の中で遺産の社会還元といった観点が重要となっていること等を踏まえた見直しを行う。」と明記しています。

2015年の贈与税制改正において、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援する目的のための教育資金の一括贈与<sup>2</sup>や、子や孫の結婚・出産・子育てを支援するための結婚・子育て資金の一括贈与<sup>3</sup>に係わる贈与税の非課税措置が創設され、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し<sup>4</sup>がなされる等、高齢者世代から現役世代への資産移転を促すような施策も見られ始めています。

こういった高齢者世代から現役世代への資産移転が進むことで社会経済の活性化につながっていくと考えられます。資産が高齢者に固定化せず現役世代に移転されていくような施策等が今後も期待されるでしょう。

(次回予告：健康格差)

以上

<sup>2</sup> 文部科学省(2016)「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」(非課税枠：最大1,500万円)

<sup>3</sup> 内閣府(2016)「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について」(非課税枠：最大1,000万円)

<sup>4</sup> 財務省(2015)「平成27年度税制改正の大綱の概要」(平成27年1月14日閣議決定)適用期限を延長した上で拡充(非課税枠：1,000万円⇒最大3,000万円)